

自然災害発生時対応

業 務 継 続 計 画

＜介護保険サービス（居宅介護支援、訪問系サービス、通所系サービス）＞

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 地域密着型通所介護事業

＜障害者福祉サービス（計画相談支援、訪問系サービス、通所系サービス）＞

- 障害者計画相談支援事業・障害児相談支援事業
- 障害者居宅介護事業
- 放課後等デイサービス事業

社会福祉法人 大野市社会福祉協議会

＜目 次＞

1 総 論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	2
(4) 優先業務の選定	3
① 優先する事業	3
② 優先する業務	4
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	4
① 研修・訓練の実施	4
② BCPの検証・見直し	4
2 平常時の対応	5
(1) 建物・設備の安全対策	5
① 人が常駐する場所の耐震措置	5
② 設備の耐震措置	5
③ 水害対策	5
(2) 電気が止まった場合の対策	6
(3) ガスが止まった場合の対策	6
(4) 水道が止まった場合の対策	6
① 飲料水	6
② 生活用水	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策	7
(6) 情報システムが停止した場合の対策	7
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	7
① トイレ対策	7
② 汚物対策	8
(8) 必要品の備蓄	8
(9) 資金手当て	10
3 緊急時の対応	10
(1) BCP発動基準	10
(2) 行動基準	11
(3) 対応体制	12
(4) 対応拠点	12
(5) 安否確認	12
① 利用者の安否確認	12

② 職員の安否確認	13
(6) 職員の参集基準	13
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	14
(8) 重要業務の継続	15
(9) 職員の管理	15
① 休憩・宿泊場所	15
② 勤務シフト	15
(10) 復旧対応	16
① 破損個所の確認	16
② 業者連絡先一覧の整備	16
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	17
4 他施設との連携	17
(1) 連携体制の構築	17
① 連携先との協議	17
② 連携協定書の締結	17
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	18
(2) 連携対応	18
① 事前準備	18
② 利用者情報の整理	19
③ 共同訓練	19
5 地域との連携	20
(1) 被災時の職員の派遣	20
(2) 福祉避難所の運営	20
① 福祉避難所の指定	20
② 福祉避難所開設の事前準備	20
6 居宅介護支援サービス固有事項	21
7 訪問介護サービス・障害者居宅介護サービス固有事項	22
8 通所介護サービス固有事項	23
9 障害者計画相談支援サービス・障害児相談支援サービス固有事項	24
10 放課後等デイサービス固有事項	25
＜更新履歴＞	26

1 総論

(1) 基本方針

自然災害発生時対応業務継続計画（以下「BCP」という。）は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等による自然災害が発生しても重要な事業を中断させない、又は中断を余儀なくされる場合であっても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものであり、次の方針に則り実施することとする。

1 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

2 サービスの継続

利用者の生命、身体の安全及び健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

3 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

4 BCPの実効性の確保

平時から訓練、研修等を通して、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討し、BCPの実効性の確保を図る。

(2) 推進体制

1 平時の災害対策の推進体制として、本協議会に各グループの主任以上の者をもって構成する「災害対策委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる業務を担当する。

ア BCPの策定及びその見直し

イ BCPに関する職員への研修及び訓練の計画及び実施並びにその参加状況の把握

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

主な役割	部署・役職	氏名	摘要
総括責任者	事務局長	卷寄 富美男	委員会委員長
委員会運営の統括、指示	事務局次長	田中 邦弘	
他機関との連絡調整、情報収集	総括主任	山内 裕幸	
BCPの策定・見直し、研修・訓練の計画と実施、連絡	各グループ主任	千束 裕美 辻 直美 近村 ゆかり 今田 龍治 横井 麻栄 櫻川 みゆき	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

1 風水害

大野市洪水・土砂災害ハザードマップ（約50年に一度の計画規模降雨の洪水浸水想定区域図）による各事業所（施設）が位置する場所のリスクは次のとおりである。

ア 結とぴあ（本所）、結の郷及びえがおの教室

ほぼ浸水が想定されない地域に存する。

イ わくわく館

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に存する。

2 地震

大野市揺れやすさマップ（大野市のどの地点でも起こりうる直下型地震（マグニチュード6.9規模）を想定）による各事業所（施設）位置の震度は次のとおりである。

ア 結とぴあ（本所）、結の郷及びえがおの教室

震度6弱

イ わくわく館

震度6強

※ 大野市洪水・土砂災害ハザードマップ及び揺れやすさマップは各事業所に備え付けの
とおり

② 被災想定

【大野市公表の被災想定】（大野市地域防災計画より）

地震被害想定結果（建物の耐震化を考慮した被害予測）

地 区 名		大野地区	和泉地区
想 定 断 層		宝慶寺断層	
想定地震規模（マグニチュード）		7.0	
想 定 震 度		4～6強	5強～6弱
液状化の危険性		赤根川下流部で高い	極めて小さい
建物被害	全壊棟数	1,500 棟	5 棟
	半壊棟数	860 棟	—
火災被害	出火件数	3 箇所	0 箇所
	焼失棟数	710 棟	—
人的被害	死者	170 人	0 人
	負傷者	310 人	20 人
	避難者	4,000 人	25 人
ライフライン 被 害	上水道	19 箇所	—
	農集排	8 箇所	—
	電柱	16 本	—
	電話柱	8 本	—

【自施設で想定される影響】

「地震10秒診断」（防災科学技術研究所・日本損害保険協会）から想定される地震被害により、各施設の設備等の影響を整理する。

＜30年以内に起こる地震予測 〔大野市〕震度5強 確率21%＞

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電気	停電	→	→	復旧	→	→	→	→	→
飲料水（上水道）	備蓄	→	→	→	→	復旧	→	→	→
飲料水（地下水）	備蓄	→	→	復旧	→	→	→	→	→
生活用水	停止	→	→	復旧	→	→	→	→	→
下水道	簡易トイレ	→	→	→	→	復旧	→	→	→
LPガス	コンロ	復旧	→	→	→	→	→	→	→
固定電話	不通	→	→	→	復旧	→	→	→	→
携帯電話	不通	→	→	復旧	→	→	→	→	→
SNS	不通	→	→	復旧	→	→	→	→	→

（４）優先業務の選定

① 優先する事業

＜優先する事業＞

- 1 居宅介護支援事業
- 2 訪問介護事業
- 3 障害者計画相談支援事業・障害児相談支援事業
- 4 障害者居宅介護事業

＜当面停止する事業＞

- 1 訪問介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 2 通所介護事業
- 3 地域密着型通所介護事業
- 4 放課後等デイサービス事業

② 優先する業務

利用者の安否確認を優先業務として

職員出勤率 (経過日数)	出勤 30 % (発災当日)	出勤 50 % (発災後 1 日)	出勤 70 % (発災後 3 日)	出勤 90 % (発災後 7 日)
業務基準	通常業務は行わない	通常業務の一部停止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
	・優先順位の高い者から安否確認を行う。 ・必要に応じて緊急対策・災害時対応を実施する。			
相 談	停止	必要最低限の相談を実施する。	通常業務に近づける。	ほぼ通常業務どおり
訪問介護	停止	必要最低限の訪問を短時間で実施する。	優先順位の高い者から訪問する。	ほぼ通常業務どおり

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

- 1 本BCPを関係する職員で共有し、平時からBCPの内容に沿った研修や訓練を実施する。
- 2 各施設ごと年2回行う自衛消防訓練(消火訓練・避難訓練)に合わせて、1回は研修を実施し、1回は災害発生を想定した訓練を実施する。

② BCPの検証・見直し

- 1 毎年実施する研修や訓練における課題、反省点等を洗い出し、委員会において協議し、必要に応じてBCPを見直すこととする。
- 2 BCPを見直した場合は、その内容を速やかに職員に通知し、その後の研修や訓練に反映することとする。
- 3 委員会は、職員からBCPについて改善すべき事項等について意見を聴くこととし、その内容を委員会の議論に反映する。

2 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
結の郷（柱）	新耐震基準適合につき特に対応せず	昭和62年建築、平成23年改修
結の郷（壁）	同上	同上
えがいの教室（柱）	新耐震基準適合につき特に対応せず	平成5年建築、平成26年改修
えがいの教室（壁）	同上	同上
わくわく館（柱）	新耐震基準適合につき特に対応せず	平成12年建築
わくわく館（壁）	同上	同上
結とぴあ（柱）	大野市公有財産につき特に対応せず	平成23年改修建築
結とぴあ（壁）	同上	同上

② 設備の耐震措置

<対象、対応策等> 1 デイホール（機能訓練室）、ブレイルーム、事務室など利用者及び職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒、転落、破損等の防止措置を講じる。 2 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。 3 破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（窓ガラスなど）や避難経路には、飛散防止フィルム貼付などの措置を講じる。 4 消火器等の定期的な設備点検及び収納場所の確認を行う。
--

③ 水害対策

対象（場所）	対応策	備考
デイホール、ブレイルーム 外壁（ひび割れ、欠損、膨張等） 事務室 機械室、電気室 一般浴室、脱衣室、静養室 厨房	浸水による危険性について、定期的に管理者が点検を実施	
屋根（雨漏り、めくれ等） 窓ガラス（飛散防止） シャッター 周囲の樹木等（倒木等）	自衛消防訓練の際に点検し、必要に応じて補修を実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替策
パソコン、電話、インターネット、テレビ等の情報通信機器	電気復旧まで有線による機器は使用不可。スマホ等無線機器により情報を取得
冷蔵庫、冷凍庫	夏場での暑さ対策として保冷材等で代替
照明器具	乾電池使用による代替機器を準備
冷暖房器具	電気不要で使える灯油ストーブ等の使用。冷房は対応不可
<災害時電源供給> 自動車バッテリー	インバーターを介し、緊急の電源供給用として活用を検討。そのためガソリンを常に満タン状態に

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	L P ガスにつき復旧に時間は要しないが、それまでの間はカセットコンロで代替

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

通所系のサービスは当面業務停止とすることから、 1 職員用として、2ℓペットボトル／人／日を3日×人数分を確保（備蓄）する。 2 確保（備蓄）にあたっては、消費期限に留意を要する。
--

② 生活用水

通所系のサービスは当面業務停止とすることから、 1 貯湯タンク（結の郷2,000ℓ）を活用する。 2 浴槽に損傷がなければ、生活用水のタンクとして活用する。 3 必要に応じてポリタンク（18ℓ）×10本分の水を保管する。使用後は、給水車からの給水受け用等として利用する。 4 電気が復旧すれば、地下水の活用が可能となる。
--

(5) 通信が麻痺した場合の対策

＜被災時に施設内で実際に使用できる方法など＞

1 停電の間

- ・緊急連絡用携帯電話 4 台〔居宅介護・天神デイ（ヘルプ）・和泉在介・計画相談〕
- ・公用車ラジオからの情報取得
- ・緊急連絡網の活用
- ・必要に応じて職員個人の携帯電話を使用
- ・三角連絡法の活用

※ 三角連絡法：同じ被災地域内の人同士での電話等連絡不具合を避けるため、遠方の施設等を中継点として活用し、そこに情報が集まるようにする方法

2 電気復旧後

- ・固定電話
- ・パソコン、携帯電話によるインターネット、SNS 等情報

(6) 情報システムが停止した場合の対策

- 1 BCP 関係書類等は、データによる保存以外に、すぐに使えるように印刷してファイル保存としておく。
- 2 停電によりパソコンによるデータ処理が使用できないときは、電気復旧まで手書きにより処理する。
- 3 事業所位置は、浸水リスクは少ない場所であるものの、パソコンはより高い位置での保管とする。
- 4 データ類の喪失に備え、定期的に最新データのバックアップを行うとともに、クラウドを活用する。
- 5 緊急避難時には、利用者に関するデータなど通常の業務執行に必要な書類等を持ち出すこととする。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

電気、下水道が復旧するまでの間、通所系の事業は原則として業務停止とするが、すべてのインフラ等が一斉に通常の状態には戻らない中での業務再開があると想定して、次の対策を講じることとする。

- 1 簡易トイレ及び消臭固化剤を備蓄しておく。
- 2 一部のインフラが未復旧での業務再開の場合
 - ア 所定の場所に簡易トイレを設置する。
 - イ 汚物等の保管場所を決めておく。
 - ウ 汚物には、消臭固化剤を使用する（可燃物としての処理が可能）

【職 員】

- 1 利用者用とは別に、職員用の簡易トイレ、生理用品等を備蓄しておく。
- 2 電気・上水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の場所に設置する。
- 3 そのほか、「利用者」の対策に準じる。

② 汚物対策

トイレ対策の項目に準じる扱いとする中での汚物対策として

- 1 排泄物などの汚物は、ビニール袋などに入れて消臭固化剤を使用して密閉し、衛生面に留意して利用者の出入りのない空間へ、隔離・保管しておく。
- 2 消臭固化剤を使用した汚物は、燃えるゴミとしての処理が可能である。

（８）必要品の備蓄

＜在庫量、必要量の確認＞

- 1 行政支援開始の目安である被災後３日目まで、自力で業務継続するための備蓄を行う。
- 2 被災時に必要な「食料・食品」、「医薬品・衛生用品・日用品」、「備品・消耗品」は、下記リストで整理し、計画的に備蓄する。
- 3 定期的にリストの見直しを実施する。
- 4 備蓄品によっては、賞味期限や消費期限等があるため、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品 名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	必要数	製品記載のとおり	浸水被害のない場所	主任が指示する者
インスタント食品	〃	〃	〃	〃
乾パン	〃	〃	〃	〃
紙パックジュース類	〃	〃	〃	〃
缶詰	〃	〃	〃	〃

【医薬品・衛生用品・日用品】

品 名	数量	使用期限	保管場所	メンテナンス担当
応急手当キット	必要数	製品記載のとおり	浸水被害のない場所	主任が指示する者
ウェットティッシュ	〃	〃	〃	〃
消毒液	〃	〃	〃	〃
マスク	〃	〃	〃	〃
タオル	〃	〃	〃	〃
体温計	〃	〃	〃	〃
生理用品	〃	〃	〃	〃
ゴム手袋	〃	〃	〃	〃
簡易トイレ	〃	〃	〃	〃
トイレットペーパー	〃	〃	〃	〃
消臭固化剤	〃	〃	〃	〃
カセットコンロ	〃	〃	〃	〃
ライター	〃	〃	〃	〃
指定ゴミ袋	〃	〃	〃	〃
ポリ袋	〃	〃	〃	〃
食品用ラップ	〃	〃	〃	〃

【備品・消耗品】

品 名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ポリタンク（給水受け用）	必要数	浸水被害のない場所	主任が指示する者
乾電池	〃	〃	〃
粘着テープ	〃	〃	〃
ブルーシート	〃	〃	〃
ロープ	〃	〃	〃
懐中電灯	〃	〃	〃
メガホン	〃	〃	〃
毛布	〃	〃	〃
自転車	〃	〃	〃

(9) 資金手当て

- | | | | |
|---|------|----------|--------------------------------|
| 1 | 火災保険 | 損害保険ジャパン | 代理店：藤井総合保険事務所 |
| | ア | 結の郷 | 財物補償条項 保険金額 86,000 千円 |
| | イ | わくわく館 | 財物補償条項 保険金額 101,000 千円（車庫を含む。） |
| | | | 以上、水災補償あり、地震補償なし |
| 2 | 手許金 | 総務管理グループ | で手配 |

3 緊急時の対応

(1) B C P発動基準

【地震による発動基準】

B C Pにおける緊急時体制は、大野市周辺において、震度6弱（和泉地区においては震度6強）以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、会長（本協議会の会長をいう。以下同じ。）が必要と判断した場合、会長の指示によりB C Pを発動し、災害対策本部を設置する。

【風水害による発動基準】

大野市が発する避難情報（防災気象情報）において、警戒レベル3以上が発出されている状況で、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、会長が必要と判断した場合、会長の指示によりB C Pを発動し、災害対策本部を設置する。

＜警戒レベル3とは＞

○ 住民がとるべき行動

高齢者等（避難行動に時間を要する者）は、避難行動をとる。その他の者は避難行動の準備をする。

○ 大野市が発出する避難情報

避難準備・高齢者等避難開始

○ 気象庁が発出する雨の情報

大雨警報、洪水警報

○ 国土交通省等が発出する河川の情報

氾濫警戒情報

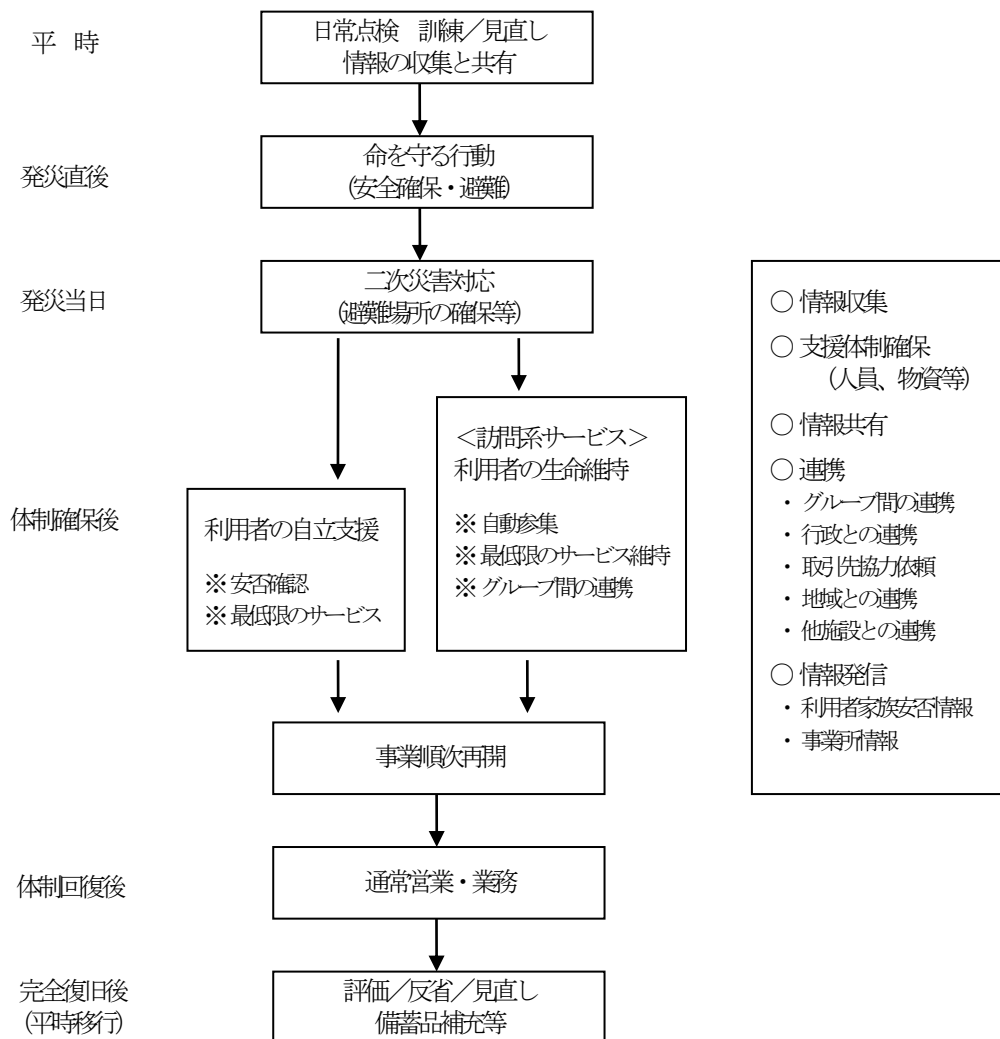
○ 発災時に責任者が不在の場合の代替者

責任者	代替者①	代替者②
事務局長	事務局次長	総括主任

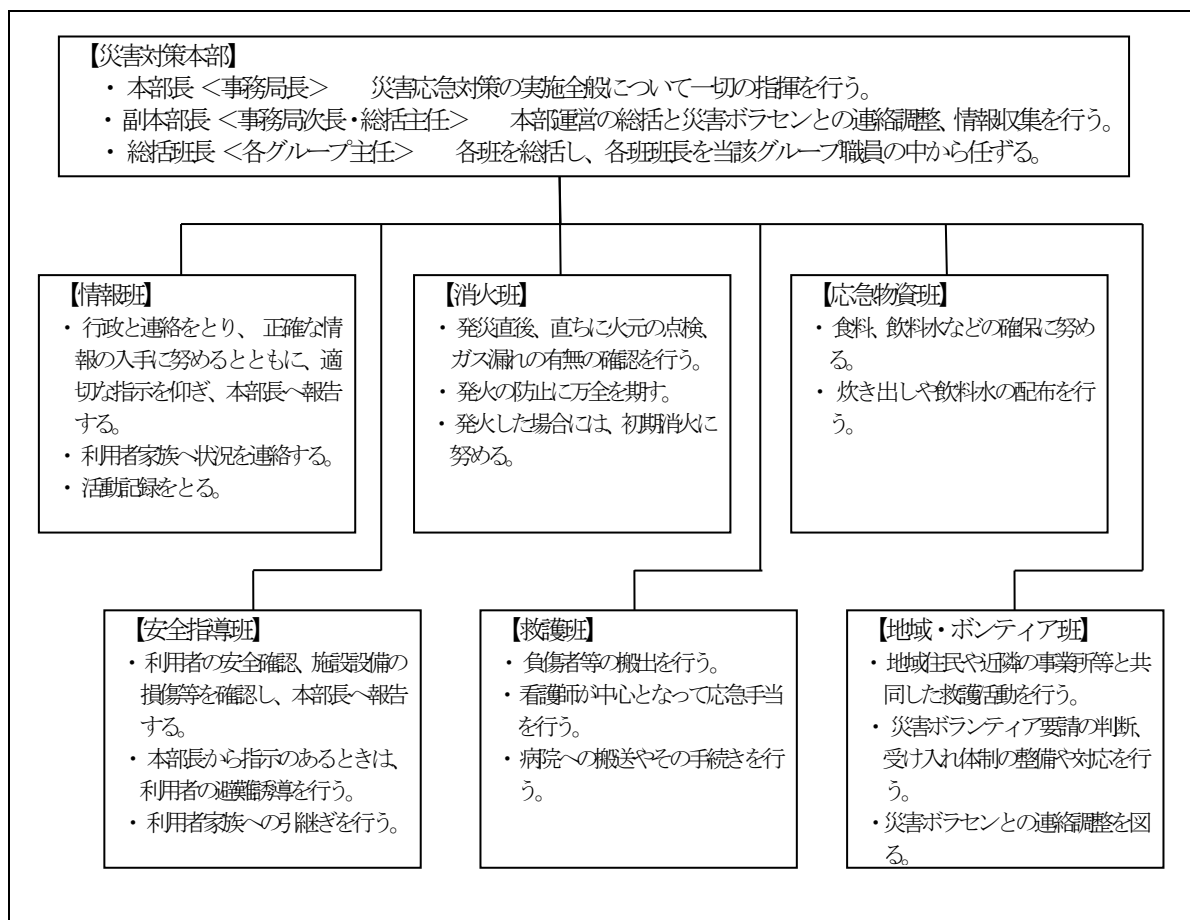
(2) 行動基準

災害発生時の職員の行動指針は、次のとおりとする。

- 1 職員自身と利用者（在宅時は家族を含めて）の安全確保
- 2 二次災害（火災や建物倒壊など）への対策
- 3 各グループ間及び地域、関係機関等との連携
- 4 情報の発信



(3) 対応体制



(4) 対応拠点

第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
各施設事務室	ボランティア室	本所事務室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認（震災発生時）

【安否確認ルール】

- 1 災害発生時には電話により、利用者の安否確認を行う。
- 2 連絡がつかない利用者がある場合は、できる限り訪問して確認を行う。
- 3 安否確認には、次の「安否確認シート」（様式）を活用する。

<安否確認シート>

利用者氏名	安否確認	容体・状況	摘要
	無事・負傷・死亡・不明		
	無事・負傷・死亡・不明		
	無事・負傷・死亡・不明		

【医療機関への搬送方法】

- 1 負傷者がいる（サービス提供中に地震災害が発生のとき）場合は、看護師を中心とした職員が応急処置を行い、必要な場合は速やかに受け入れ可能な医療機関へ搬送する。
- 2 医療機関の受け入れ確認の後、送迎用車両を利用して搬送する。

② 職員の安否確認（震災発生時）**【施設内】**

平常のサービス提供中に地震災害が発生のときは、利用者の安否確認とあわせて、点呼による確認を行い、主任に報告する。

【自宅等】

- 1 自宅等で被災したときは、電話、携帯メール、災害用伝言ダイヤル等で、事業所に職員自身の安否情報を報告する。
- 2 報告する事項は、自身及び家族の安否、出勤の可否についてを含める。
- 3 安否確認には、次の「職員の安否確認シート」（様式）を活用する。

<職員の安否確認シート>

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤の可否
	無事・負傷 死亡・不明	全壊・半壊 一部損壊・損壊無し	無事・死傷あり 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
	無事・負傷 死亡・不明	全壊・半壊 一部損壊・損壊無し	無事・死傷あり 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）
	無事・負傷 死亡・不明	全壊・半壊 一部損壊・損壊無し	無事・死傷あり 備考（ ）	可能・不可能 備考（ ）

（6）職員の参集基準

- 1 震度6弱（和泉地区においては震度6強）以上の地震が発生した場合又は避難情報警戒レベル3以上が発出された風水害の場合は、職員自らが事業所に連絡をとり、主任の指示に従い、安全を確保しながら参集する。
- 2 30分以上連絡がとれないときは、安全確保を最優先に自主的に参集する。
- 3 道路の陥没や障害による不通又は橋梁の落下などにより、参集には迂回ルートをとる必要性が生じることなどから、災害時の移動は原則「徒歩」とする。
- 4 自宅が被災した場合、職員自ら若しくは家族が負傷し、治療等が必要な場合又は交通機関、道路状況等によって参集が困難な場合は、参集の対象外とする。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

◎ 平常のサービス提供中に地震災害が発生した場合を想定

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	より面積の広いスペース（場所） ・ 結の郷 デイホール ・ えがおの教室 プレイルーム ・ わくわく館 ホール	
避難方法	・ 安全に留意ながら、利用者を誘導する。 ・ 避難場所を大声で周知しながら集合する。 ・ 天井等からの落下物に注意する。 ・ できる限り靴を履く。	

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	施設内駐車場	結の郷・えがおの教室 福祉避難所（市保健センター） わくわく館 指定避難所（和泉地域交流センター）
避難方法	・ 避難時は、靴を履く。 ・ 安全に留意ながら、利用者を誘導する。 ・ 車や落下物に注意する。 ・ 施設内に残された者がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・ 車いすでの避難は、できる限り複数で対応する。 ・ 応急救急キットを持ち出す。 ・ 全員避難できたか、点呼等により確認する。	・ 避難時は、靴を履く。 ・ 安全に留意ながら、利用者を誘導する。 ・ 車や落下物に注意する。 ・ 施設内に残された者がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・ 車いすでの避難は、できる限り複数で対応する。 ・ 避難場所でのケアに必要な用品、利用者カード（→P19）を持ち出す。 ・ 全員避難できたか、点呼等により確認する。 ・ 車両での避難は、送迎用車両を使用し、足の弱い者を優先する。 ・ 冬季は、防寒対策を講じる。

(8) 重要業務の継続

＜平常時の対応で選定した優先事業・業務から特に重要な業務の継続方法＞				
経過目安	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
出勤率	30%	50%	70%	90%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	断水（上水道）	復旧
業務基準	優先順位の高い者から安否確認	安全と生命を守るための必要最低限の業務	一部停止又は縮小とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常業務どおり
新規相談	停止	状況に応じて緊急対応	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
通常相談	停止	安全と生命を守るための必要最低限の相談	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
訪問介護	停止	安全と生命を守るための必要最低限の訪問（短時間訪問）	優先順位の高い者から訪問	ほぼ通常業務どおり

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

＜震災発生後の休憩・宿泊場所の指定＞

休憩場所	宿泊場所
当面、業務を停止する施設を利用 ○ 結の郷 ○ えがおの教室 ○ わくわく館 ○ 結とびあ（ただし、大野市の方針に準じる。）	左記施設の空きスペース 又はボランティアセンター

② 勤務シフト

【震災発生時の勤務シフト〔原則〕】			
	リーダー	メンバー	その他のメンバー
各施設	各グループ主任	近隣在住職員	出勤状況により割り振る

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

- 1 被害のあった箇所は、写真を撮り、記録する。
 - 2 復旧作業が円滑に進むよう、次の「建物・設備の被害点検シート」(様式)を整備する。
- <建物・設備の被害点検シート>

対 象	状況 (いずれかに○)	対応事項／特記事項
躯体	重大／軽微／問題なし	
屋根	重大／軽微／問題なし	
外壁面	重大／軽微／問題なし	
基礎	重大／軽微／問題なし	
天井	落下あり／被害なし	
壁面	破損あり／被害なし	
床面	破損あり／被害なし	
電気	通 電／不 通	
照明	破損・落下あり／被害なし	
水道	利用可能／利用不可	
固定電話	通話可能／通話不可	
インターネット	利用可能／利用不可	
窓ガラス	破損・飛散／破損なし	
キャビネット	転倒あり／転倒なし	
シャッター	破損あり／被害なし	
浴室	破損あり／被害なし	
厨房設備	破損あり／被害なし	
機械室設備	破損あり／被害なし	
エアコン	破損あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	建設施工・管理
三光産業(株)	65-3188	結の郷
山二工業(株)	65-5231	結の郷
前田電気(株)	65-0532	結の郷、えがおの教室
大南建設工業(株)	65-5580	えがおの教室
大野衛生設備(株)	65-5600	わくわく館
(株)大油屋商店春日SS	66-3212	結の郷、えがおの教室、結とぴあ
(株)マルエイ九頭竜給油所	78-2618	わくわく館

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

- 1 情報発信は、総務管理グループにおいて一括して行う。
- 2 報道機関の取材は、原則として事務局長又は事務局次長が対応する。
- 3 情報の公表にあたっては、利用者及び職員の個人情報に配慮するとともに、風評被害等を招かないように丁寧で正確な説明に努める。

4 他施設との連携

（１）連携体制の構築

① 連携先との協議

本協議会法人全体として模索する。

② 連携協定書の締結

本協議会が締結している連携協定

- 1 災害時における社協ネットワークによる相互支援協定
 - ・ 締結日：平成18年8月1日
 - ・ 協定者：福井県内17市町社協及び福井県社協
 - ・ 内 容：社協相互支援による災害発生地域における福祉活動の展開
 - ・ 支 援：人的支援
- 2 災害ボランティアセンター相互応援協定
 - ・ 締結日：令和2年7月29日
 - ・ 協定者：郡上市社協及び大野市社協
 - ・ 内 容：災害ボラセンの設置、運営等に両社協が相互に連携・協力
 - ・ 支 援：人的支援、物的支援
- 3 災害福祉活動に関する相互連携協定
 - ・ 締結日：令和3年8月31日
 - ・ 協定者：大野市、大野市社協、大野ライオンズクラブ
 - ・ 内 容：三者の相互連携による災害福祉活動の迅速かつ効果的な推進
 - ・ 支 援：人的支援、物的支援

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
大野市地域包括支援センター	65-5046	利用者安否確認

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
大野市休日急患診療所	65-8999	協力医療機関・救急医療機関
大野市和泉診療所	78-2650	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
郡上市社会福祉協議会	0575-88-9988	相互連携
大野市健幸福祉部福祉課	65-5142	連携・情報共有
大野市健幸福祉部健康長寿課	65-7333	連携・情報共有
天神町内会	区長宅	情報提供・共有
和泉地区区長会	78-2110	情報提供・共有
大野市災害ボランティアセンター連絡協議会	社協事務局	平時における団体相互の連携・協力
大野ライオンズクラブ	LC事務局	相互連携

(2) 連携対応

① 事前準備

○ 災害ボランティアセンター相互応援協定に基づき……

＜連携社協：郡上市社会福祉協議会＞

1 被災時の連絡方法 = 電話やメール等で応援協力要請。

ただし、通信途絶等で連絡がとれないときは、連絡を待たずに応援社協独自の判断で支援することができる。

2 職員の派遣と支援物資の提供 = 隣接する市の社協につき、発災直後での相互支援が可能となる。

3 経費の負担 = 原則として、応援社協の負担とする。

4 平時からの連携と相互交流 = 両社協の連絡担当窓口を明らかにし、平時においても情報交換や活動の交流を図る。

② 利用者情報の整理

- 1 避難時に備えて最低限必要な利用者情報をまとめた「利用者カード」を作成し、職員が共有できる場所に保管しておく。
- 2 避難時は、職員が「利用者カード」を持参し、避難先施設において当該ケアに携わる者と共有する。
- 3 「利用者カード」は、個人情報につき、その取扱いに細心の注意を払う。
- 4 整理する「利用者カード」の様式は、下記を例とする。

<利用者カード>

氏 名	要介護度	主 病	服用薬	連絡先	禁忌・備考

③ 共同訓練

- 1 非常災害時の避難訓練については、自治会や地域と連携して実施することを原則とする。
 - ・ 結の郷、えがおの教室 天神町内会、結の郷内各事業所
 - ・ わくわく館 和泉診療所、和泉公民館
 - ・ 結とびあ 福祉課、健康長寿課、こども支援課
- 2 上記のほか、大野市消防署や大野市関係各課と連携して、自衛消防訓練（消火訓練・避難訓練）、講習会等を実施する。
- 3 地域密着型和泉通所サービスでは、運営推進会議に和泉自治会、民生児童委員、老人クラブ、行政及び介護支援専門員に委員として参画してもらう。
- 4 災害ボランティアセンター相互応援協定を締結している郡上市社会福祉協議会と、災害ボラセンの立ち上げ・運営訓練に相互参加する。

5 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

- 福井県災害派遣福祉チーム（福井DWAT）への参加
福井DWATに参加し、災害派遣福祉チームに登録している職員を要請に応じて派遣する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

- 1 結の郷、えがおの教室、結とぴあについては、近隣に福祉避難所が開設されるため、今後、指定を受けることは想定しない。
＜近隣福祉避難所＞ 大野市保健センター（結とぴあ内）・県民せいきょう大野きらめき
- 2 わくわく館は、近隣に指定避難所は開設されるものの福祉避難所は指定されていない。したがって、介護保険施設として持つ公共性や福祉機能を鑑みれば、福祉避難所的な要請を受けることが想定されるため、受け入れの最低限の条件整備（受け入れ可能人数、受け入れ期間、受け入れ条件等）は行うこととする。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所的な要請があった場合のわくわく館での支援人材の確保や必要な機材については、本協議会が災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営を担う役割を有することに鑑み、今後、委員会で検討する。

6 居宅介護支援サービス固有事項

【平時からの対応】

- ア 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等においてその情報がわかるようにしておく。
- イ 緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ウ 平時から避難方法や避難所等に関する情報に留意するとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所や関係機関（地域包括支援センター、自治会、民生児童委員等）との連携を保ち、災害時の安否確認やサービス調整等への適切な対応について協議しておく。
- エ 避難時を想定して、必要な物品等をまとめて持ち出せるよう、利用者に対して準備を指導しておく。

【災害が予想される場合の対応】

- ア 訪問サービスや通所サービスについて、台風等で甚大な被害が予想される場合には、そのサービスの停止や縮小の可能性を想定し、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前にその情報を把握するとともに、必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。
- イ 台風等で甚大な被害が予想される場合には、自らのサービスも停止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び関係機関と情報共有を図り、利用者や家族に説明を行う。

【災害発生時の対応】

- ア 災害発生時で業務が継続できる場合には、可能な範囲で利用者の状態把握を行うとともに、居宅サービスの実施状況を把握し、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう居宅サービス事業所や関係機関との連絡調整等を行う。
- イ 避難先において、サービス提供が必要な場合は、居宅サービス事業所や関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
- ウ 本事業所が業務を継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所や関係機関との事前検討による対応により、利用者に必要なサービス提供体制の維持に努める。

7 訪問介護サービス・障害者居宅介護サービス固有事項

【平時からの対応】

ア サービス提供中に被災した場合に備え、利用者家族等の緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

イ 居宅介護支援事業所や特定相談支援事業所と連携し、利用者の安否確認の方法をあらかじめ整理しておく。

ウ 発災時に、訪問中又は移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や移動中の場合の対応方法についてあらかじめ検討しておく。

エ 避難先でのサービス提供も想定されることから、平時から避難方法や避難所等に関する情報に留意し、関係機関（地域包括支援センター、大野市福祉事務所、自治会、民生児童委員等）との連携を密にしておく。

【災害が予想される場合の対応】

ア 台風等で甚大な被害が予想される場合には、自らのサービスの停止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所や特定相談支援事業所との情報共有を図り、利用者や家族に説明を行う。

イ その上で、必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

ア サービス提供の停止が長期間に及ぶ場合は、居宅介護支援事業所や特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所のサービス等への変更を検討する。

イ 【平時からの対応】イ、ウに基づき整理検討した方法に基づき、利用者の安否確認や訪問中又は移動中の対応を行う。

ウ 居宅介護支援事業所や特定相談支援事業所、関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービス提供を行う。

8 通所介護サービス固有事項

【平時からの対応】

- ア サービス提供中に被災した場合に備え、利用者家族等の緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- イ 居宅介護支援事業所と連携し、利用者の安否確認の方法をあらかじめ整理しておく。
- ウ 平時から避難方法や避難所等に関する情報に留意し、関係機関（地域包括支援センター、自治会、民生児童委員等）との連携を密にしておく。

【災害が予想される場合の対応】

- ア 台風等で甚大な被害が予想される場合には、自らのサービスの停止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所との情報共有を図り、利用者や家族に説明を行う。
- イ その上で、必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ア サービス提供の停止が長期間に及ぶ場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所のサービス等への変更を検討する。
- イ サービス提供中に被災した場合は、利用者の安否確認後、利用者家族の緊急連絡先を活用し安否状況の連絡を行い、その状況を踏まえて、順次利用者の帰宅支援を行う。
- ウ 帰宅支援にあたっては、送迎車両の利用が困難な場合も考慮し、必要に応じて利用者家族の協力も得ながら、適切な帰宅手段を選択する。
- エ 帰宅支援が困難な場合は、関係機関と連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。
- オ 事業所の被災により一時的に使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する。

9 障害者計画相談支援サービス・障害児相談支援サービス固有事項

【平時からの対応】

- ア 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者（児）について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等においてその情報がわかるようにしておく。
- イ 緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ウ 平時から避難方法や避難所等に関する情報に留意するとともに、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所や関係機関（大野市福祉事務所、学校、自治会、民生児童委員等）との連携を保ち、災害時の安否確認やサービス調整等への適切な対応について協議しておく。
- エ 避難時を想定して、必要な物品等をまとめて持ち出せるよう、利用者又はその家族等に対して準備を指導しておく。
- オ 大野市と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努め、大野市から依頼があった場合には、個別避難計画（避難支援プラン）の策定に協力するとともに、避難支援プラン、サービス等利用計画、利用者台帳間の適切な情報連携を図る。

【災害が予想される場合の対応】

- ア 訪問系サービスや通所系サービス、居住系サービスについて、台風等で甚大な被害が予想される場合には、そのサービスの停止や縮小の可能性を想定し、利用者（児）が利用する各事業所が定める基準について、事前にその情報を把握するとともに、必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。
- イ 台風等で甚大な被害が予想される場合には、自らのサービスも停止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所や関係機関と情報共有を図り、利用者や家族に説明を行う。

【災害発生時の対応】

- ア 災害発生時で業務が継続できる場合には、可能な範囲で利用者（児）の状態把握を行うとともに、障害福祉サービス等の実施状況を把握し、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者（児）に対して、必要な支援が提供されるよう障害福祉サービス事業所や関係機関との連絡調整等を行う。
- イ 避難先において、サービス提供が必要な場合は、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携しながら、利用者（児）の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
- ウ 本事業所が業務を継続できない場合には、大野市福祉事務所、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所や関係機関との事前検討による対応により、利用者に必要なサービス提供体制の維持に努める。

10 放課後等デイサービス固有事項

【平時からの対応】

ア サービス提供中に被災した場合に備え、

- ・ 利用児童家族等の緊急連絡先については、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ・ 利用児童の家族等への引き渡し方法を整理しておく。
- ・ 避難にあたって個々の児童に対応した行動を整理しておく。

イ 障害児相談支援事業所と連携し、利用児童の安否確認の方法をあらかじめ整理しておく。

ウ 平時から避難方法や避難所等に関する情報に留意し、関係機関（大野市福祉事務所、学校、自治会、民生児童委員等）との連携を密にしておく。

【災害が予想される場合の対応】

ア 台風等で甚大な被害が予想される場合には、自らのサービスの停止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、障害児相談支援事業所との情報共有を図り、利用児童家族に説明を行う。

【災害発生時の対応】

ア BCPに基づき速やかなサービスの再開に努めるが、サービス提供の停止が長期間に及ぶ場合は、障害児相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所のサービス等への変更を検討する。

イ サービス提供中に被災した場合は、利用児童の安否確認後、利用児童家族の緊急連絡先を活用し安否状況の連絡を行い、その状況を踏まえて、順次利用児童の帰宅支援を行う。

ウ 帰宅支援にあたっては、利用児童家族の迎えが困難な場合も考慮し、利用児童家族との協力のもと、適切な帰宅手段を選択する。

エ 帰宅支援が困難な場合は、関係機関と連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等も検討する。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
令和5年10月1日	初版制定	事務局長